

大臣登録肥料

「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」
 昭和61年2月22日 農林水産省告示第284号
 最終改正 令和2年5月11日 告示第939号

窒素質肥料 (有機質肥料(動植物質のものに限る。)を除く。)
登録有効期間が6年であるもの
硫酸アンモニア
塩化アンモニア
硝酸アンモニア
硝酸アンモニアソーダ肥料
硝酸アンモニア石灰肥料
硝酸ソーダ
硝酸石灰
硝酸苦土肥料
腐植酸アンモニア肥料(石炭又は亜炭を硝酸又は硫酸で分解し、アンモニアを加えたもの。)
尿素
アセトアルデヒド縮合尿素(2-オキソ-4-メチル-6-ウレイドヘキサヒドロピリミジン)
イソブチルアルデヒド縮合尿素(イソブチリデンジウレア)
硫酸グアニル尿素
オキサミド
石灰窒素
グリオキサール縮合尿素(テトラヒドロイミダゾール(4・5-d)-イミダゾール-2・5(1H・3H)-ジオンをいう。)
ホルムアルデヒド加工尿素肥料(尿素にホルムアルデヒドを加えたものをいう。)
メチロール尿素重合肥料(尿素にホルムアルデヒドを加えて生成したメチロール尿素縮合物を重合したもの)
登録有効期間が6年又は3年であるもの
被覆窒素肥料(窒素質肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆したもの)
混合窒素肥料(窒素質肥料に、窒素質肥料、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したもの。)
登録有効期間が3年であるもの
副産窒素肥料(次に掲げる肥料をいう。 一 食品工業又は化学工業において副産されたもの)

二 石炭、石油、その他の燃料の燃焼ガスの脱硫処理又は脱硝処理に伴い副産されたもの)
液状副産窒素肥料(食品工業、非鉄金属製造業又は化学工業において副産されたものをいう。)
液状窒素肥料

りん酸質肥料
登録有効期間が6年であるもの
過りん酸石灰
重過りん酸石灰
りん酸苦土肥料
熔成りん肥
焼成りん肥
腐植酸りん肥(石炭又は亜炭を硝酸で分解し、熔成りん肥、焼成りん肥、りん鉱石、塩基性のマグネシウム若しくはマンガン含有物又はほう酸塩及び硫酸又はりん酸を加えたもの。)
熔成けい酸りん肥(次に掲げる肥料をいう。 一 りん鉱石に、けい石、石灰石及び塩基性のマグネシウム含有物を混合し、熔融したもの 二 一に掲げる熔成けい酸りん肥の原料にマンガン含有物又はほう酸塩を混合し、熔融したもの)
鉱さいりん酸肥料(製鋼鉱さいをいう。)
加工鉱さいりん酸肥料(鉱さいけい酸質肥料にりん酸を加えたものをいう。)
登録有効期間が6年又は3年であるもの
被覆りん酸肥料(りん酸質肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。)
加工りん酸肥料(りん酸質肥料、熔成微量要素複合肥料、りん酸含有物、塩基性のカルシウム、マグネシウム若しくはマンガン含有物、鉱さい又はほう酸塩に硫酸、りん酸又は塩酸を加えたもの)
混合りん酸肥料(りん酸質肥料に、りん酸質肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したもの。)
登録有効期間が3年であるもの
液体りん酸肥料
熔成汚泥灰けい酸りん肥(下水道の終末処理場から生じる汚泥を焼成したものに肥料又は肥料原料を混合し、熔融したものをいう。)

副産りん酸肥料(次に掲げる肥料をいう。 一 食品工業又は化学工業において副産されたもの 二 下水道の終末処理場その他の排水の脱りん処理に伴い副産されたもの)
--

加里質肥料
登録有効期間が6年であるもの
硫酸加里
塩化加里
硫酸加里苦土
重炭酸加里
腐植酸加里肥料(石炭又は亜炭を硝酸又は硫酸で分解し、塩基性のカリウム又はマグネシウム含有物を加えたものをいう。)
けい酸加里肥料(塩基性のカリウム、カルシウム、マグネシウム若しくはナトリウム含有物又はほう素質肥料及び微粉炭燃焼灰を混合し、焼成したものをいう。)
粗製加里塩
加工苦汁加里肥料(粗製加里塩に石灰を加えたもの)
液体けい酸加里肥料
熔成けい酸加里肥料(カリウム含有物に製鋼鉱さいを混合し、熔融したものをいう。)
副産加里肥料(食品工業、繊維工業又は化学工業において副産されたものをいう。)
登録有効期間が6年又は3年であるもの
被覆加里肥料(加里質肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆したもの)
混合加里肥料(加里質肥料に、加里質肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したものをいう。)

複合肥料
登録有効期間が6年であるもの
熔成複合肥料(肥料又は肥料原料を配合し、熔融したものをいう。)
登録有効期間が6年又は3年であるもの
化成肥料(次に掲げる肥料をいう。 一 窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、

<p>複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料(シリカゲル肥料に限る。)、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量元素複合肥料のいずれか二以上を配合し、造粒又は成形したもの</p> <p>二 一に掲げる化成肥料の原料となる肥料に米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、発酵乾ふん肥料、よもぎかす、骨灰、動物の排せつ物(鶏ふんの炭化物に限る。))又は動物の排せつ物の燃焼灰(鶏ふん燃焼灰又は牛の排せつ物と鶏ふんとの混合物の燃焼灰に限る。))のいずれか一以上を配合し、造粒又は成形したもの</p> <p>三 肥料(混合汚泥複合肥料及び規則第1条の2各号に掲げる普通肥料を除く。))又は肥料原料(汚泥及び魚介類の臓器を除く。))を使用し、これに化学的操作を加えたもの</p> <p>四 三に掲げる化成肥料を配合し、造粒又は成形したもの</p> <p>五 一若しくは二に掲げる化成肥料又はその原料となる肥料若しくはその原料となる肥料を配合したものに三に掲げる化成肥料、その化成肥料を配合したもの又は四に掲げる化成肥料を配合し、造粒又は成形したもの)</p> <p>成形複合肥料(窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、複合肥料、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料若しくは微量元素複合肥料に木質泥炭、紙パルプ廃繊維、草炭質腐植、流紋岩質凝灰岩粉末又はベントナイトのいずれか一を混合し、造粒又は成形したものをいう。)</p> <p>被覆複合肥料(化成肥料又は液状複合肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。)</p> <p>配合肥料(次に掲げる肥料をいう。)</p> <p>一 窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料(シリカゲル肥料に限る。)、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量元素複合肥料のいずれか二以上を配合したもの</p> <p>二 一に掲げる配合肥料の原料となる肥料に米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、発酵乾ふん肥料、グアノ(りん酸のく溶率50%以上のもので造粒又は成形しないものに限る。)、よもぎかす、骨灰、動物の排せつ物(鶏ふんの炭化物に限る。))又は動物の排せつ物の燃焼灰(鶏ふん燃焼灰又は牛の排せつ物と鶏ふんとの混合物の燃焼灰に限る。))のいずれか一以上を配合したもの</p> <p>三 化成肥料を配合したもの)</p> <p>登録有効期間が3年であるもの</p> <p>りん酸マグネシウムアンモニウム</p> <p>混合動物排せつ物複合肥料 (窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料(シリカゲル肥料に限る。)、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量元素</p>

<p>素複合肥料に動物の排せつ物(牛又は豚の排せつ物を加熱乾燥したものに限る。))を混合し、造粒又は成形したものをいう。)</p> <p>混合堆肥複合肥料 (次に掲げる肥料をいう。)</p> <p>一 窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料(シリカゲル肥料に限る。)、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量元素複合肥料に堆肥(動物の排せつ物又は食品由来の有機質物を主原料とするものに限る。))を混合し、造粒又は成形後、加熱乾燥したもの</p> <p>二 窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料(シリカゲル肥料に限る。)、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量元素複合肥料に米ぬか、発酵米ぬか、乾燥藻及びその粉末、発酵乾ふん肥料、よもぎかす、骨灰、動物の排せつ物(鶏ふんの炭化物に限る。))又は動物の排せつ物の燃焼灰(鶏ふん燃焼灰に限る。))のいずれか一以上及び堆肥(動物の排せつ物又は食品由来の有機質物を主原料とするものに限る。))を混合し、造粒又は成形後、加熱乾燥したもの)</p> <p>吸着複合肥料 (窒素、りん酸又は加里を含有する水溶液をけいそう土その他の吸着原料に吸着させたものをいう。)</p> <p>副産複合肥料 (食品工業又は化学工業において副産されたものであって、窒素、りん酸又は加里のいずれか二以上を含有するものをいう。)</p> <p>液状複合肥料 熔成汚泥灰複合肥料(下水道の終末処理場から生じる汚泥を焼成したものに肥料又は肥料原料を混合し、熔融した物をいう。)</p> <p>混合汚泥複合肥料(窒素質肥料、りん酸質肥料、加里質肥料、有機質肥料、複合肥料、石灰質肥料、けい酸質肥料(シリカゲル肥料に限る。))、苦土肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量元素複合肥料に次のいずれかを混合し、造粒又は成形したものをいう。</p> <p>一 汚泥発酵肥料(次のいずれかを堆積又はかくはんし、腐熟させたものに限る。次号において同じ。)</p> <p>ア し尿処理施設から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの</p> <p>イ 動物の排せつ物に凝集を促進する材料若しくは悪臭を防止する材料を混合し、脱水若しくは乾燥したものに動物の排せつ物を混合したもの又はこれを乾燥したもの</p> <p>二 動物の排せつ物の燃焼灰(鶏ふん燃焼灰に限る。))及び</p>

<p>汚泥発酵肥料)</p> <p>家庭園芸用複合肥料(熔成複合肥料、化成肥料、配合肥料、混合動物排せつ物複合肥料、混合堆肥複合肥料、成形複合肥料、吸着複合肥料、被覆複合肥料、副産複合肥料、液状複合肥料、熔成汚泥灰複合肥料及び混合汚泥複合肥料以外の複合肥料であって、かつ、規則第一条に規定する家庭園芸用肥料であるものをいう。)</p>
--

けい酸質肥料
登録有効期間が6年であるもの
けい灰石肥料
鉱さいけい酸質肥料(製りん残さい又は製銦鉱さい等の鉱さいをいい、ほう素質肥料を混合して熔融したものを含む。)
軽量気泡コンクリート粉末肥料
シリカゲル肥料(水ガラスのアルカリを中和し、ゲル化してから脱水したものをいう。)
シリカヒドロゲル肥料(水ガラスのアルカリを中和し、ゲル化したものをいう。)

苦土肥料
登録有効期間が6年であるもの
硫酸苦土肥料
水酸化苦土肥料
酢酸苦土肥料
炭酸苦土肥料
加工苦土肥料 (蛇紋岩その他の塩基性マグネシウム含有物に硫酸を加えたものをいう。)
腐植酸苦土肥料 (石炭又は亜炭を硝酸で分解し、塩基性のマグネシウム含有物を加えたものをいう。)
リグニン苦土肥料 (亜硫酸パルプ廃液中のリグニンスルホン酸に硫酸マグネシウムを加えたものをいう。)
登録有効期間が6年又は3年であるもの
被覆苦土肥料 (苦土肥料を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。)
副産苦土肥料 (食品工業、パルプ工業、化学工業、窯業、鉄鋼業又は非鉄金属製造業において副産されたものをいう。)
混合苦土肥料 (苦土肥料を二以上混合したものをいう。)

マンガン質肥料
登録有効期間が6年であるもの
硫酸マンガン肥料
炭酸マンガン肥料(菱マンガン鉱をいう。)
加工マンガン肥料(マンガン含有物にマグネシウム含有物を混合し、硫酸を加えたものをいう。)
鉱さいマンガン肥料(フェロマンガン鉱さい又はシリコマンガン鉱さいをいう。)
登録有効期間が6年又は3年であるもの
混合マンガン肥料(マンガン質肥料にマンガン質肥料又は苦土肥料を混合したものをいう。)
登録有効期間が3年であるもの
副産マンガン肥料(化学工業において副産されたものをいう。)
液体副産マンガン肥料(化学工業において副産されたものをいう。)

ほう素質肥料
登録有効期間が6年であるもの
ほう酸塩肥料
ほう酸肥料
熔成ほう素肥料(ほう酸塩及び炭酸マグネシウムその他の塩基性マグネシウム含有物に長石等を混合し、熔融したものをいう。)
加工ほう素肥料(ほう素含有物に蛇紋岩その他の塩基性マグネシウム含有物を混合し、硫酸を加えたものをいう。)

微量要素複合肥料
登録有効期間が6年であるもの
熔性微量要素複合肥料(マンガン、ほう素又はマグネシウム含有物に長石等を混合し、熔融したものをいう。)
液体微量要素複合肥料
登録有効期間が6年または3年であるもの
混合微量要素肥料(マンガン質肥料、ほう素質肥料、微量要素複合肥料又は苦土肥料を混合したものをいう。)

汚泥肥料等
登録有効期間が3年であるもの
下水汚泥肥料(次に掲げる肥料をいう。 一 下水道の終末処理場から生じる汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの 二 一に掲げる下水汚泥肥料に植物質若しくは動物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの 三 一若しくは二に掲げる下水汚泥肥料を混合したもの又はこれを乾燥したもの)
し尿汚泥肥料(次に掲げる肥料をいう。 一 し尿処理施設、集落排水処理施設若しくは浄化槽から生じた汚泥又はこれらを混合したものを濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの 二 し尿に凝集を促進する材料又は悪臭を防止する材料を混合し、脱水又は乾燥したもの 三 動物の排せつ物に凝集を促進する材料(昭和二十五年六月二十日農林省告示百七十七号(特殊肥料等を指定する件)の別表に掲げる凝集促進材を除く。)又は悪臭を防止する材料を混合し、脱水又は乾燥したもの。 四 一、二若しくは三に掲げるし尿汚泥肥料に植物質若しくは動物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの 五 一、二、三若しくは四に掲げるし尿汚泥肥料を混合したもの又はこれを乾燥したもの)
工業汚泥肥料(次に掲げる肥料をいう。 一 工場若しくは事業場の排水処理施設から生じた汚泥を濃縮、消化、脱水又は乾燥したもの 二 一に掲げる工業汚泥肥料に植物質若しくは動物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの 三 一若しくは二に掲げる工業汚泥肥料を混合したもの又はこれを乾燥したもの)
混合汚泥肥料(次に掲げる肥料をいう。 一 下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料若しくは工業汚泥肥料のいずれか二以上を混合したもの又はこれを乾燥したもの 二 一に掲げる混合汚泥肥料に植物質若しくは動物質の原料を混合したもの又はこれを乾燥したもの 三 一若しくは二に掲げる混合汚泥肥料を混合したもの又はこれを乾燥したもの)
焼成汚泥肥料(下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料又は混合汚泥肥料を焼成したものをいう。)
汚泥発酵肥料(次に掲げる肥料をいう。 一 下水汚泥肥料、し尿汚泥肥料、工業汚泥肥料又は混合汚泥肥料を堆積又は攪拌し、腐熟させたもの 二 一に掲げる汚泥発酵肥料に植物質若しくは動物質の原料

又は焼成汚泥肥料を混合したものを堆積又は攪拌し、腐熟させたもの)
水産副産物発酵肥料(魚介類の臓器に植物質又は動物質の原料を混合したものをたい積又は攪拌し、腐熟させたものをいう。)
硫黄及びその化合物

農薬その他の物が混入される肥料
化成肥料(ピリダフェンチオン、テトラピオン、カルタップ、イソプロチオラン、ウニコナゾールP、クロルフタリム、ピロキロン、パクロブトラゾール、プロジアミン、ベンフラカルブ、ジチオピル、レナシル、イミダクロプリド、プロベナゾール、アセタミプリド、ペンデメタリン、DBN、シアナジン、トリアジフラム、クロチアニジン)
配合肥料(ピロキロン、ベンフラカルブ、ウニコナゾールP、イミダクロプリド、ブタミホス、DCBN、ペンディメタリン、プロベナゾール)
被覆複合肥料(ウニコナゾールP)
液状複合肥料(ヒドロキシイソキサゾール)
家庭園芸用複合肥料(イミダクロプリド、アセタミプリド、安息香酸デナトリウム、チアムトキサム、フェンプロパトリン、マイクロブタニル、ジノテフラン)

※化学的方法以外の方法によって生産された化成肥料、苦土肥料等は知事登録肥料である。